

新たなNTTグループ団体保険制度

親御さまに介護が必要になったときの
「仕事と介護」の両立のために…

団体割引

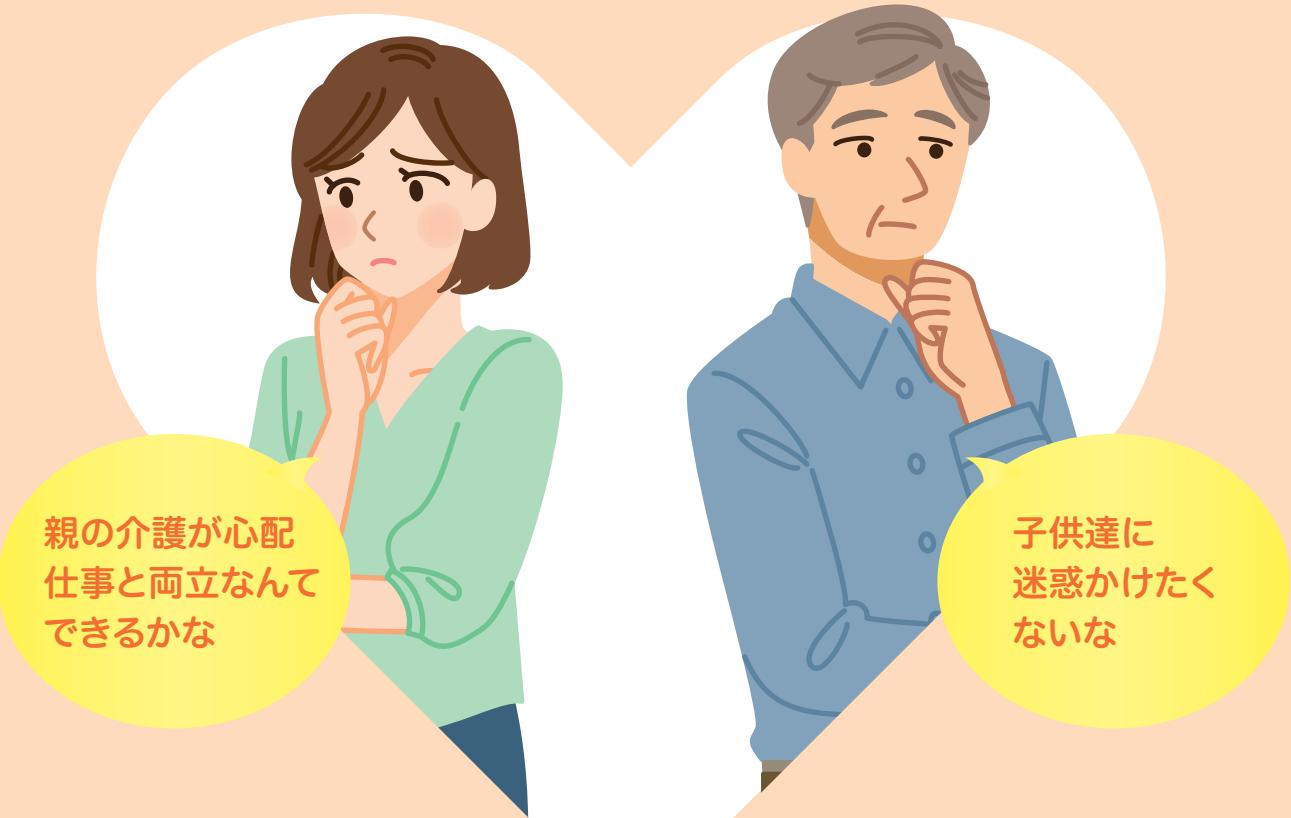
30%
OFF

NTTグループ団体親介護費用補償保険

親子のきずな

(親介護費用補償特約セット団体総合保険)

保険期間: 2019年4月1日(月)~2020年4月1日(水)



大切な親御さまが介護状態になってからでは大変です。



介護サービスと一体型の **親子のきずな** が
あなたと親御さまをサポートします!

※中途加入の場合は、毎月15日締切、翌月1日保険責任開始 保険契約者:一般社団法人 電気通信共済会

取扱代理店



NTTグループ総合保険代理店
kirara 保険サービス株式会社

引受保険会社(幹事)



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本保険の概要

補償内容

保険料

お申込方法

契約概要

介護の始まりは突然やってくる。その前

親が介護状態になったら、まずは公的介護保険の利用を検討しましょう。

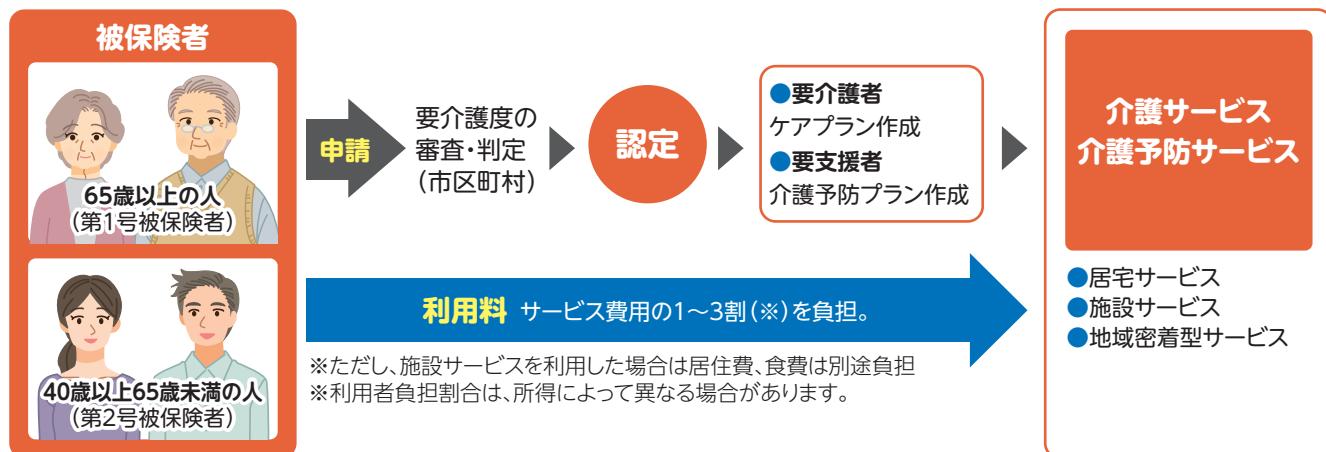
ご高齢になると、①脳血管疾患②転倒・骨折、関節疾患③認知症などによって介護生活が突然始まる可能性があります。国の公的介護保険制度で要介護認定を受けることで、介護サービスを受けることができます。

「公的介護保険」とは

介護が必要となった高齢者やその家族を社会全体で支えていくための仕組み「公的介護保険」。現金支給ではなく『介護サービスの提供』が原則となっています。

●公的介護保険ってどうやって利用するの?

公的介護保険を利用するためには、以下の手続きが必要です。



※40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、下記の「特定疾病」に該当する場合にのみ、公的介護保険の介護サービスを受けることができます。65歳以上の第1号被保険者は、特定疾病的該当の有無は問われません。

特定疾病	①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
------	---

●サービス利用にかかる費用ってどのくらい?

公的介護保険には、要介護度に応じて「公的介護保険の利用限度額」という枠があります。公的介護保険の利用限度額内であれば、利用者の負担額は費用総額の1~3割(利用者負担割合は、所得によって異なる場合があります。)となります。

区分	要介護度	区分利用限度額	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
予防給付 (予防サービス)	要支援1	50,030円	5,003円	10,006円	15,009円
	要支援2	104,730円	10,473円	20,946円	31,419円
介護給付 (介護サービス)	要介護1	166,920円	16,692円	33,384円	50,076円
	要介護2	196,160円	19,616円	39,232円	58,848円
	要介護3	269,310円	26,931円	53,862円	80,793円
	要介護4	308,060円	30,806円	61,612円	92,418円
	要介護5	360,650円	36,065円	72,130円	108,195円

※区分支給限度額を超える利用サービス分の費用は、利用者の全額負担となります。

※保険者(市区町村)により区分支給限度額が異なる場合があります。

に知りたい公的介護保険のこと。

公的介護保険だけでは足りない分は自己負担することになります。

公的介護保険では要介護度に応じて利用限度額と自己負担額があります。公的介護保険だけで足りない分は全額自己負担でサービスを利用することになります。不安や負担の解消のために備えておきましょう。

ケアプランの設定例



Nさん(78歳)

要介護2

一人暮らし

[Nさんの状態]

糖尿病を患っており、判断能力の低下もあり炊事や家事、服薬管理もできない状態。
本人の希望で住み慣れた自宅での生活を希望している。声かけや見守りが必要。

公的介護保険で受けられるケアプランの設定例

自己負担金

■公的介護自己負担分(1割)

月額 19,616円

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
午前							
昼		デイサービス				デイサービス	
午後							
夕方							
夜							

■:公的介護保険対象サービス

う～ん。お父さん一人じゃ食事も作れないし、
昼食や夕食、土日もサービスを頼まないと生活できなそう。
でも私たち夫婦共働きだし、家族で介護しようと思うと私が仕事を辞めざるをえないかな…。

仕事との両立もできる理想的なケアプラン例

公的介護保険対象外のサービスを組み合わせると…

自己負担金

■公的介護自己負担分(1割) 19,616円

■公的介護保険給付限度額超過分 2,684円

■公的介護対象外(家事代行・配食) 32,000円

月額 計 54,300円

※上記の他、日常的な食費や生活費、おむつ代などが別途自己負担となります。

■:公的介護保険対象サービス
■:公的介護保険対象外サービス

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	配食サービス	配食サービス
午前							
昼	配食サービス	デイサービス	配食サービス	配食サービス	デイサービス	配食サービス	配食サービス
午後							
夕方	配食サービス						
夜							

このくらいのサービスを利用すれば仕事を辞めなくてもやっていけそうだけど
毎月の費用負担が大きい…。



公的介護保険で足りない分は、
NTTグループ団体親介護費用補償保険「 親子のきずな」が
4つの安心で仕事と介護の両立をしっかりサポートします。

【ご注意】※「親子のきずな」にご加入にあたっては、対象者(親)である親御さまの健康状態の告知が必要となります。告知の内容によってはご加入いただけないこともあります。※ご加入初年度の保険期間の開始時より前に、補償の対象者の疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。

「安心」その

1

家族の負担が重い認知症に関わる 「要介護1*」から補償の対象になります

要介護1:

食事、排泄は単独で可能だが、家事などの日常動作が要支援状態より低下している。



軽度から中程度の介護状態では公的介護をはじめ、周囲のサポート体制も不十分な場合がありますが、NTTグループ団体親介護費用補償保険なら、「要介護1*」から補償の対象になります。

*要介護1の場合は、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている場合にかぎります。

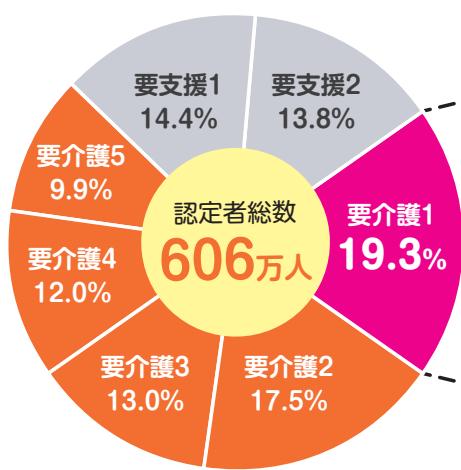
認知症日常生活自立度判定基準

認知症日常生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

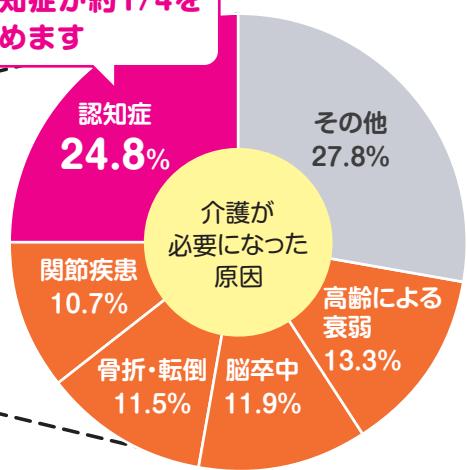
ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる
IIa	家庭外でも上記IIの状態が見られる
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ介護を必要とする
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する

↑
要介護1である
条件
↓

介護が必要になった原因と割合



要介護1の原因是
認知症が約1/4を
占めます



2017年版高齢者社会白書(内閣府)

認知症症状の一例



介護する側の肉体的、精神的な負担が大きい認知症もしっかりサポート!

「安心」その
2

公的介護保険ではカバーしきれない 介護サービス利用にかかる費用を補償します

(公的介護保険の給付有無は問いません)

公的介護保険とNTTグループ団体親介護費用補償保険※親子のきずなのかバー範囲

公的介護保険の利用限度額を超えての介護サービス利用費用や自己負担部分を補償します。



所定の介護状態となった場合、補償の受け方は介護の状況にあわせて2種類からお選びいただけます

1 損保ジャパン日本興亜グループの提携の各種介護サービスをキャッシュレスでご利用可能

キャッシュレス対応 親介護費用保険金の直接支払いサービスについて

被保険者(子)が損保ジャパン日本興亜と提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパン日本興亜にご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

提携事業者名	安否確認サービス利用費用	住宅改修費用	有料老人ホーム等入居費用
●総合警備保障株式会社(ALSOK)	●株式会社フレッシュハウス	●株式会社LIXILトータルサービス	●SOMPOケア株式会社

保険金直接支払におけるご注意事項

●提携事業者の選定基準(業績・財務・コンプライアンス)は損保ジャパン日本興亜の定めるところにより決定します。●提携事業者名は上記「提携事業者名」に記載しています。●被保険者(子)は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。●提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者(子)は不足分をお支払いいただく必要があります。●提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。提携事業者が損保ジャパン日本興亜の定める選定基準を満たさなくなったら場合・提携事業者が損保ジャパン日本興亜の改善要求に対して誠実に履行しない場合・提携事業者が廃業/倒産等により事業を継続できない場合など

(ご注意)提携事業者は、2018年11月現在の内容です。お客様に事前にご案内なく変更となる場合があります。

公的介護保険制度対象外の介護サービス利用費用を補償します。

各サービスについては提携事業者のご紹介が可能です。

家事代行サービス利用費用



補償するのは 対象者(親)または被保険者(子)が利用した家事代行費用

住宅改修費用



補償するのは 対象者(親)の介護を目的として、対象者居住の住宅を改修した費用

配食サービス利用費用



補償するのは 対象者(親)のために配食サービス^{*1}を利用した費用

有料老人ホーム等入居費用



補償するのは 対象者(親)が有料老人ホーム等^{*3}に入居するための費用^{*4 *5}

安否確認サービス利用費用



補償するのは 対象者(親)の安否を確認するためのサービス^{*2}費用
※2 カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うことをいいます。

*3 次のa~cまでのいずれかに該当する施設をいいます。

- a.老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム
- b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム
- c.高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付高齢者向け住宅事業に関わる賃貸住宅

*4 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供および他の日常生活上必要な便益の供与との対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

*5 有料老人ホーム等入居費用は親介護費用保険金のご請求時の限度額または300万円いすれか低い金額をお支払限度とします。

※被保険者親(子)とは、親介護費用保険金受取人を指します。

※対象者(親)とは、介護を受ける方であり、被保険者の親を指します。

2 非提携の介護サービスを受けた場合は、支払った実費分をお支払いします

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

「安心」その

3

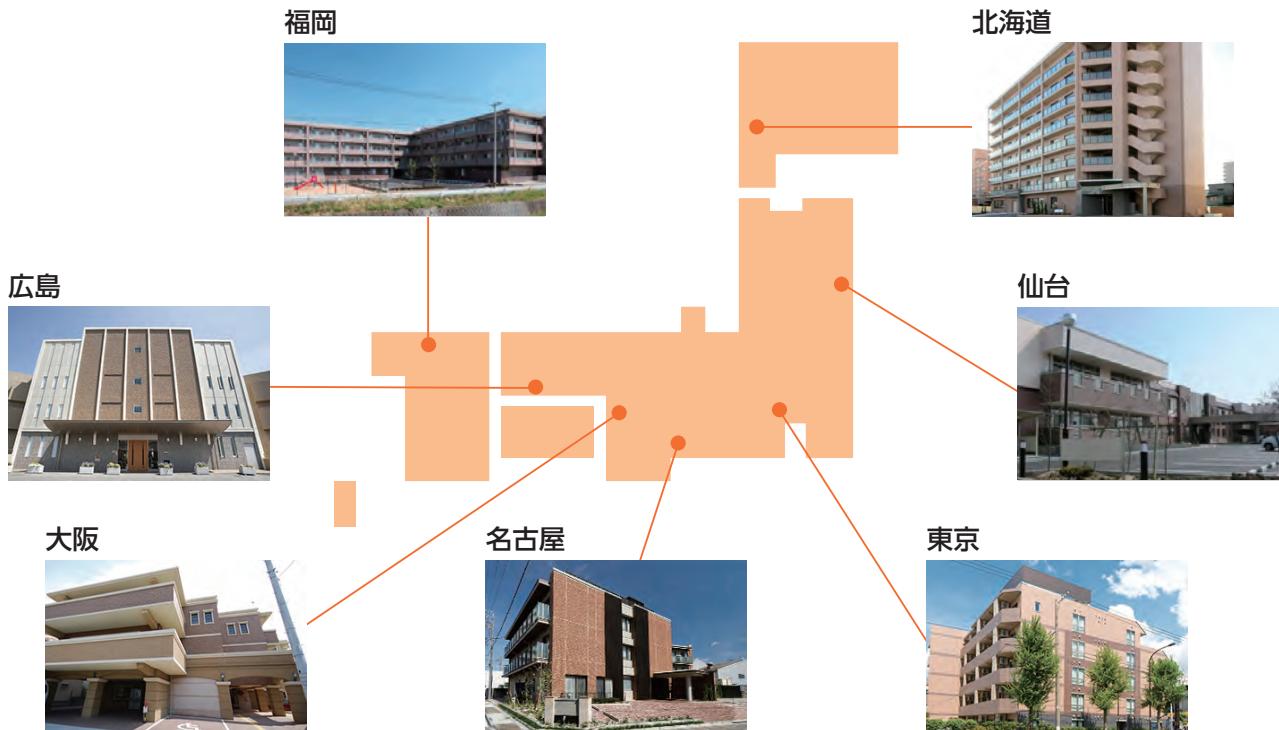
全国450か所以上*約25,000居室の損保ジャパン日本興亜グループの介護施設の中から、ご予算や地域などのニーズに合った有料老人ホーム等をご紹介。

* 2016年3月末現在



「特別養護老人ホーム」などの介護保険施設は、入居待機者数が多く申請から入居まで時間がかかることが問題となっています。親御さまの状態に合った介護施設を探すお手伝いをします。

施設の一例



親介護費用補償保険にご加入の皆さまへご紹介するSOMPOケアの介護施設の一例

介護付有料ホーム SOMPOケア そんぽの家

サービス付き高齢者向け住宅 SOMPOケア そんぽの家⁵

●ホームのご紹介(一例)

SOMPOケア そんぽの家 西東京



家賃

120,000円

管理費

35,640円

介護付有料老人ホーム SOMPOケア ラヴィィーレ

●ホームのご紹介(一例)

SOMPOケア ラヴィィーレ岸和田



月払い
プラン

前払金

家賃相当額

0円 116,830円

前払い
プラン

前払金

家賃相当額

350万円 58,500円

ご注意

- 上記費用のほか、食費や介護保険給付自己負担等が別途かかりますが、所定の要介護状態に該当している場合、施設における家賃・施設利用料、介護、食事の提供にかかる費用については親介護費用補償保険のお支払対象となります。
- 満室の場合はご入居できないこともあります。
- サービスをご利用される場合の費用はお客様のご負担となります。
- 入居条件はそれぞれの提携事業者が独自に決定しています。提携事業者の判断により、予告なく変更または中止となる場合があります。

「安心」その

4

安心の付帯サービスで親御さまを見守ります。

ご加入者限定親御さまコールサービス お元気コール(NTTマーケティングアクト)

「お元気コール」は経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者(親)に定期的に連絡し、お話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者(被保険者(子)等、本サービスに登録された方)にメールで状況報告をするサービスです。離れて暮らす対象者(親)がいらっしゃる場合は、是非ご利用ください。

離れて暮らす対象者(親)さまのご様子がわかりご安心いただけます!

お元気コール
オペレーター

月に1回お電話* *対象者(親)さまと繋がらない場合は、1日3回、最大3日間(合計9回)、おかげ直しいたします。

状況をメールでご報告

離れて暮らす
対象者(親)さま

日常の様子や
悩みを気軽に
相談したい



最近連絡できて
ないけど、
元気か心配

サービス
利用者さま
(ご登録
いただいた方)



◎「お元気コールセンター」が以下の行為を行うことはありません。

1. 医師法、医療法および保健師・看護師法などの関連法規に違反する行為
2. 診察および治療などの医療行為
3. 服薬についての相談や指示
4. 警備業法第2条第1項1号および同条項第4号に規定されている相当の行為
5. 利用者の身体に対する危害を警戒し防止することを目的とする行為

ご加入者限定WEBサービス SOMPO笑顔俱楽部

「SOMPO笑顔俱楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。

- MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することができます。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。

SOMPO笑顔俱楽部の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

サービスナビゲーター

お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。

認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。*

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス(介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等)をご紹介します。*

*パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

※本サービスは、サービス利用時点における「親子のきずな」の被保険者(子)さま、対象者(親)さま、およびそのご家族の方がご利用できます。※本サービスは、2018年11月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。※本サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。※本サービスのご利用方法や登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りする加入者証に記載していますので、ご確認ください。※「お元気コール」は、株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティング アクトが提供します。※「SOMPO笑顔俱楽部」は、お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。※「SOMPO笑顔俱楽部」は、損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。※「SOMPO笑顔俱楽部」のサービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパン日本興亜が紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。

保険料

団体割引による割安な保険料でご加入いただけます。

- 保険期間は1年です。 ●5歳ごとに保険料が変わります。
- 解約返れい金はありません。 ●団体割引30%を適用しています。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2018年11月現在)
- 親介護費用保険金に10%上乗せした諸費用保険金があります。

※年齢とは保険始期日(中途加入日)時点の満年齢になります。保険始期日についてはP10をご確認ください。



ご自身のおかれた状況やご希望に合わせてコースをお選びいただけます。
また、本保険については補償の対象者(親)の年齢により保険料が変わります。

コース別保険料

	対象者(親)の満年齢	保険金額※					
		100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1,000万円コース
新規加入年齢	40~44歳	330円	340円	340円	360円	380円	390円
	45~49歳	340円	360円	380円	420円	450円	490円
	50~54歳	370円	410円	450円	540円	610円	700円
	55~59歳	430円	530円	620円	810円	960円	1,150円
	60~64歳	550円	770円	970円	1,390円	1,720円	2,140円
	65~69歳	840円	1,310円	1,750円	2,670円	3,390円	4,310円
	70~74歳	1,430円	2,450円	3,390円	5,350円	6,880円	8,840円
	75~79歳	2,590円	4,690円	6,620円	10,650円	13,800円	17,820円
更新可能年齢	80~84歳	4,670円	8,690円	12,380円	20,080円	26,120円	33,820円
	85~89歳	7,720円	14,560円	20,830円	33,930円	44,180円	57,280円

対象期間は10年です。(対象期間とは保険金をお支払いする期間となります)詳しくはP13をご覧ください。

住宅改修費用としてお支払いする保険金は契約コースに関わらず100万円を限度とします。

有料老人ホーム等入居費用としてお支払いする保険金は300万円または保険金額いすれか低い金額を限度とします。

親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。

●介護を受ける方の年齢が満40歳から満79歳までの方が新規加入いただける保険です。
(ただし、満89歳まで継続可能です。)

ご注意

- ※保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ※保険金額は対象期間(10年)通算でのお支払い限度額となります。
- ※補償の対象者(親)の年齢は、保険始期日時点の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ※ご契約は1年ごとの更新となります。更新加入の場合は、更新契約の保険始期日時点での満年齢の保険料となります。
- ※保険期間中に加入者もしくは被保険者(子)、対象者(親)が亡くなられた場合、本保険は終了しますのでご加入窓口にお申し出ください。



所定の要介護状態に該当した場合、翌月分以降の保険料のお払込みは不要となります。
そのため、所定の要介護状態に該当した場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

よくある質問と回答をまとめました。

Q1 どのような場合に保険金を受け取ることができますか？

A1 対象者(親)が要介護状態*に該当したことにより、被保険者(子)が日本国内において対象者(親)の介護のために対象期間*中に利用した所定のサービス等の費用を保険金額を限度にお支払いします。

*要介護状態、対象期間についてはP13をご覧ください。

Q2 被保険者(子)の年齢制限はありますか？

A2 ございます。保険金の請求者となることから告知日時点で満20歳以上としております。

Q3 所定の要介護状態になつてしまつたら、その後の保険料の払込みはどうなりますか？

A3 所定の要介護状態に該当した場合、翌月以降の保険料のお払込みは不要となります。(要介護状態に該当した翌日から停止します。)そのため、所定の要介護状態に該当した場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

Q4 保険金の支払いはいつからいつまで続きますか？

A4 所定の要介護状態に該当した日からスタートします。また、期間は10年間になります。
ただし、お支払いした保険金の累計額が保険金額に到達した時点で終了します。

Q5 更新時に保険金額を見直すことは可能ですか？

A5 更新時に保険金額を見直すことは可能です。詳しくは更新前にお送りする更新案内をご覧ください。
なお、保険金額を増額する場合は再度告知いただく必要がございます。

※保険期間の中途中でのコース変更はできません。

Q6 両親の年齢が若く、介護が必要になるのは先のことと思っていますが、今からの備えが必要ですか？

A6 年齢にかかわらず突然の事故(64歳までは特定疾病に起因する事故)に巻き込まれてしまうことは誰にでも起こりうることです。年齢が高くなると保険に入れる際の「告知事項」に該当てしまい、加入できないケースも考えられます。年齢が若いうちから加入することでリスクに備えておくことをオススメします。

Q7 両親が年齢を重ねるほど介護のリスクが上がりますが、自分の退職後も継続して保険に加入できますか？

A7 現職でご加入の方は、退職後も保険料のお支払いを口座振替へ変更いただくことでご継続可能です。
退職後に新たにご加入の方は、NTTグループ会社での在籍期間が10年以上であれば、ご加入いただくことができます。

お申込方法

お手続きはカンタン。インターネットでお手続きいただくか、加入申込書に必要事項をご記入・ご提出ください。

【加入者の範囲】

下記のいずれかの条件に当てはまる方が加入対象となります。

- 保険始期日(中途加入日)時点において、日本電信電話株式会社およびその子会社および関連会社の在職者で、毎月給与の支払いを受けかつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除が可能な方

- 保険始期日(中途加入日)時点において、日本電信電話株式会社およびその子会社および関連会社での在籍期間が10年以上である退職者

【お申込方法】

●加入手続き

(1)新規にご加入の方

- ①インターネットでのお手続きの場合 NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からご加入のお手続きができます。

- ②加入申込書(紙)でのお手続きの場合 きらら保険サービスまで資料請求をお願いします。

<資料が届いたら> • 加入プランをお選びください。

- 加入申込書兼告知書に必要事項をご記入、ご署名ください。

- お客様控えをお取りいただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

*詳しくは別紙の記入要領をご覧ください。

(2)すでにご加入の方

本保険については保険始期が2018年10月1日から2019年4月1日に変更となります。

変更がない場合は自動更新になりますのでお手続き不要です。内容変更等(住所変更・プラン変更)がある場合はインターネットからのお手続き(※)となります。詳細は更新案内をご覧ください。

(※)NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からお手続きできます。

*保険始期変更後の契約における保険料については、「2019年4月1日時点における対象者の満年齢」によって計算されます。年齢区分に変更がある場合は保険料が変更となりますのでご了承ください。

【保険開始時期】

- 新規加入・更新の場合 2019年4月1日午後4時から保険開始となります。

●中途加入の場合※

- (1)インターネットでお手続きの場合 毎月14日までにインターネットでの手続きが完了された方は翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)の午前0時から保険開始となります。

- (2)加入申込書(紙)でのお手続きの場合 每月15日までに到着した加入申込書は翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)の午前0時からの保険開始となります。

*中途加入の受付は2019年12月15日(インターネットでのお手続きの場合は12月14日)までとさせていただきます。次年度は2020年2月上旬からお申込みいただけます。

【保険料】

保険料は保険始期日(中途加入日)時点における対象者(親)の満年齢によります。

ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での対象者(親)の満年齢による保険料となります。

【保険料のお支払方法】

【現職者】保険開始月の2か月後からの給与控除(毎月)となります。

【退職者】保険開始月の2か月後からご指定の口座にて振替(毎月)となります。

*2019年4月1日保険開始の場合は、2019年6月から給与控除または口座振替されます。

*2か月続けて引き落としが不能となった場合は、原則として損保ジャパン日本興亜に対して脱退手続きをとりますのでご了承ください。

【加入者証について】

今回のご加入内容に基づいて、保険開始月の翌月頃に加入者証を送付します。加入者証は大切に保管してください。

【被保険者(子)・補償の対象者(親)の範囲】

被保険者(子)は、加入者本人またはご家族(本人の配偶者、本人の子供、本人の両親、本人の兄弟姉妹、本人の同居の親族)でかつ年齢が告知日時点で満20歳以上の方)を設定いただけます。補償の対象者(親)は「被保険者(子)の親(新規の場合は満40歳～満79歳、継続加入の場合は満89歳まで)」が対象となります。

*補償の対象者(親)の年齢は保険始期日(中途加入日)時点の満年齢となります。

【家族構成】



【対象者(親)の設定例】

加入者	被保険者(子) (保険金を受取る人)	対象者(親) (介護が必要となる人)
1 本人	本人	本人の父または本人の母
2 本人	本人または配偶者	配偶者の父または配偶者の母
3 本人	子供*	本人または配偶者

*告知日時点で満20歳以上の子が対象となります。

保険期間と支払責任について

保険期間と支払責任の関係



告知に関する重要なお知らせ

- 告知書は被保険者(子)ご自身が対象者(親)の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてあります。記入ください。
- (注1)口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- (注2)告知書の署名は被保険者(子)本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者(子)と異なる加入者等による代理告知はできません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- (注3)「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

必ずお読みください

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(対象者の子)、対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人電気通信共済会
- 保険期間：2019年4月1日から2020年4月1日
【中途加入の場合】
 - ①インターネットでお手続きの場合、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)午前0時から2020年4月1日午後4時までとなります。
 - ②加入申込書(紙)でのお手続きの場合、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)午前0時から2020年4月1日午後4時までとなります。

中途加入の受付は2019年12月15日(インターネットでのお手続きの場合は12月14日)までとさせていただきます。次年度は2020年2月上旬からお申込みいただけます。
- 申込締切日：2019年3月15日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：【現職者】保険始期日(中途加入日)時点において、日本電信電話㈱およびその子会社および関連会社の在職者で、毎月給与の支払いを受けかつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除が可能な方
【退職者】保険始期日(中途加入日)時点において、日本電信電話㈱およびその子会社および関連会社での在籍期間が10年以上ある方
- 被保険者(子)：加入対象者本人またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族でかつ告知日時点の年齢が満20歳以上の方)を被保険者(子)としてご加入いただけます。
- 対象者(親)：被保険者(子)の親で、加入時に指定された方になります。
 (新規加入の場合、満40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)
- お支払方法：【現職者】2019年6月分給与から毎月控除となります。(12回払)
【退職者】2019年6月からご指定の口座にて毎月振替となります。(12回払)
- ご加入方法：【新規ご加入の方】
 - ①インターネットでお手続きの場合 NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からお申込みください。
 ※N-Biz Life Stationのご利用ができる方にかぎります。
 - ②加入申込書(紙)でお手続きの場合 きらら保険サービスに資料請求していただき、加入申込書でお申し込みください。
【すでにご加入の方】
 すでにご加入の方については、現在のご加入内容と同等条件で継続加入を行う場合、お手続きは不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、お手続きが必要となります。また、保険金額の増額を行う場合は改めて対象者(親)の健康状態に関する告知が必要となります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のきらら保険サービスまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返り金・契約者配当金：この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用保険金	<p>対象者(親)(被保険者(子))の親または被保険者(子)の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。)が要介護状態(※1)に該当したことにより、被保険者(子)が日本国内において対象者(親)の介護のために対象期間(※2)中に利用した(※3)次の①から⑥までのサービス等の費用(※4)を合算し、保険金額を上限に被保険者(子)にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円または保険金額いずれか低い金額を限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者(子)が損保ジャパン日本興亜と提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパン日本興亜に求めた場合、損保ジャパン日本興亜は保険金をその事業者にお支払いすることができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者(親)が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。</td></tr> <tr> <td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者(親)または被保険者(子)が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。</td></tr> <tr> <td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者(親)または被保険者(子)が対象者(親)の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。</td></tr> <tr> <td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者(親)または被保険者(子)が対象者(親)のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。</td></tr> <tr> <td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者(親)の介護を目的として、対象者(親)が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr> <tr> <td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者(親)が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。</td></tr> </table> <p>(※1)要介護状態 用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。</p> <p>(※2)対象期間 用語のご説明「対象期間」をご確認ください。</p> <p>(※3)利用した 被保険者(子)が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(※4)サービス等の費用 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者(子)が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。</p> <p>(※5)介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。</p> <p>(※6)家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。</p> <p>(※7)安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。</p> <p>(※8)配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。</p> <p>(※9)有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅</p> <p>(※10)入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。</p>	①介護サービス利用費用	対象者(親)が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者(親)または被保険者(子)が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者(親)または被保険者(子)が対象者(親)の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者(親)または被保険者(子)が対象者(親)のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者(親)の介護を目的として、対象者(親)が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者(親)が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
①介護サービス利用費用	対象者(親)が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。													
②家事代行サービス利用費用	対象者(親)または被保険者(子)が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。													
③安否確認サービス利用費用	対象者(親)または被保険者(子)が対象者(親)の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。													
④配食サービス利用費用	対象者(親)または被保険者(子)が対象者(親)のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。													
⑤住宅改修費用	対象者(親)の介護を目的として、対象者(親)が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。													
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者(親)が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。													
諸費用保険金	親介護費用保険金が支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者(親)の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者(子)にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合(10%)乗算した額を諸費用保険金の限度とします。													

$$\text{諸費用保険金} = \text{親介護費用保険金} \times \text{支払割合}(10\%)$$

- (注1)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者(親)が要介護状態に該当した場合を除きます。
- ①対象者(親)に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②対象者(親)が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額
- (注2)補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者(親)が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者(親)が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者(親)が死亡した場合 ③被保険者(子)が死亡した場合
対象者(親)	親介護費用補償特約の対象者(親)をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態 ②要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者(親)が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日(※)をいいます。 (※)有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書・告知書の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。
- 加入申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(子)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★対象者(親)の公的介護保険の認定歴・申請歴・過去の傷病歴・現在の健康状態
告知される方(被保険者(子))がご認識している対象者(親)の疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
- *□頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に対象者(親)の公的介護保険の認定歴・申請歴・過去の傷病歴・現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者(子)または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者(親)の公的介護保険の認定歴・申請歴・過去の傷病歴・現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかつたとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

必ずお読みください

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

3. ご加入後における留意事項

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者(子)による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者(子)は、この保険契約(その被保険者(子)に係る部分にかぎります。)を解除することを求めるすることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者(子)または対象者(親)のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者(子)(保険金受取人)または対象者(親)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日(インターネットでお手続きの場合は14日)までの受付分は受付日の翌月1日(15日(インターネットでお手続きの場合は14日)過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者(親)に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者(親)が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者(親)が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※)継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 対象者(親)が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	対象者(親)の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書など
④	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または損保ジャパン日本興亜と提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類など

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者(子)に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 病気やケガにより対象者(親)が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連携することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社は損害保険ジャパン日本興亜株式会社、三井住友海上火災保険株式会社となります。なお、引受割合については取扱代理店にお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込(加入者)および被保険者(子)は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身で確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 対象期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返りい金・契約者配当金がないこと

※「注意喚起情報」をご確認いただいた後に、必ずお読みください

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 対象者(親)および被保険者(子)の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ

保険金請求の連絡方法

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記記事サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間:
24時間365日

新規申込みやご契約の変更に関するお問い合わせ先

取扱代理店

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館

お客様コンタクトセンター

0120-590-251
ガイダンス番

受付時間 平日 午前9:00~午後5:00
(土・日・祝日はお休みさせていただきます)



ご加入者さま限定電話相談サービス 損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル

ご加入いただいている皆さまにお電話にて24時間・365日気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。介護はもとより育児や法律、税金など幅広くご相談いただけます。

- (注1)「アシスタントダイヤル」は、ご加入者さま、被保険者(子)さま、および対象者(親)さまがご利用できます。ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注2)「アシスタントダイヤル」のご利用は、日本国内からにかぎります。
- (注3)「アシスタントダイヤル」は、損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- (注4)「アシスタントダイヤル」のサービスは、無料にてご提供いたしますが、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- (注5)本サービスは、2018年11月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
- (注6)本サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 情報通信産業部 営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3859 FAX 03-6388-0159(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

【個人情報の取扱いに関するご案内】

ご加入時にご記載いただいた個人情報は、きらら保険サービスが委託を受けている生命保険会社、損害保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。なお、きらら保険サービスが委託を受けている保険会社の範囲については、きらら保険サービスホームページ(<http://www.ki-ra-ra.jp>)の「会社情報」の中の「会社概要」を、またきらら保険サービスにおける個人情報の取扱いについては、同「個人情報保護方針」をご覧いただけますようお願い申し上げます。

(きらら保険サービス(株)コンプライアンス推進部 TEL. 03-6453-6451 privacy@ki-ra-ra.jp)

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縛結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

・このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、きらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

・加入者証は大切に保管してください。また、保険開始から4ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

親介護に関するチェックシート

この機会に、下のチェックリスト☑を参考に、
ご家族の方と「将来の姿」について
話し合いをしてみませんか？



“もしも”のときにあわてないための5つのポイント

～“もしも”的前兆を見逃さないために～

- 日常生活パターンを把握していますか？（起きる時間、寝る時間など普段の生活パターン）
- 医療、介護関係を把握していますか？（かかりつけ医、病歴、服薬、保険証や診察券の保管場所）

～親が元気なうちに家族で話し合っておきたいこと～

- 親はどこでどのように過ごしたい？（自宅？介護施設？）
- 医療費用や介護費用はどうする？（親の収入や資産は？）
- 誰がどのように介護する？（お金は？介護負担は？判断は？）

親の介護の前兆11のチェックポイント

～老化のサインを見逃さない～

- | | | |
|------------------------------------|--|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> やせてきた | <input type="checkbox"/> 掃除がおろそか | <input type="checkbox"/> 買いだめが多い |
| <input type="checkbox"/> 衣服を着替えない | <input type="checkbox"/> 薬が増えた | <input type="checkbox"/> 性格が変わった |
| <input type="checkbox"/> 動作がおそい | <input type="checkbox"/> 同じことを何度も言う、聞く | <input type="checkbox"/> 出不精になった |
| <input type="checkbox"/> 入浴を面倒くさがる | <input type="checkbox"/> よくつまずく | |

これは確認しておきたい！介護支援制度

- 会社独自の介護支援制度の有無は？
- 制度利用に関する条件は？（利用対象者は？取得事由や期間は？いつまでに申し出ればいい？）

取扱代理店

 NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館

お客様コンタクトセンタ

 0120-590-251

受付時間 平日 午前9:00～午後5:00
(土・日・祝日はお休みさせていただきます)

引受保険会社(幹事)

 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

きらら保険

検索 

<http://www.ki-ra-ra.jp/>